

## 嶺南地域看護職員確保・定着促進奨励金交付要領

### (目的)

第1条 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町（以下「嶺南地域」という。）の医療機関に新たに勤務する常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が40時間程度の看護職員という。）に対し、一定期間の勤務を条件とする奨励金を交付することにより、嶺南地域の看護職員確保および定着を図る。

### (指定医療機関)

第2条 その勤務が奨励金の交付対象となる医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、嶺南地域に所在する病院および病床を有する診療所とする。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各項の全てに該当する看護師の国家資格を有する者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当し、令和8年4月1日以降に新たに指定医療機関での勤務を開始する者。
  - ア 県内外の看護師等養成所卒業後、新規学卒者として指定医療機関で勤務を開始する者のうち、返還免除要件のある医療機関独自奨学金制度や市町の奨学金制度等を利用していない者
  - イ 県内（嶺南地域以外）や県外で看護職として勤務しており、嶺南地域にU I ターンし、指定医療機関での勤務を開始する者
  - ウ 福井県看護協会のeナースセンターに求職登録しており、本奨励金制度の申請時点で離職している者のうち、指定医療機関に再就業する者
- (2) 嶺南地域に住所を有し、指定医療機関に継続して勤務する意思を有すること。
- (3) 県税の滞納がないこと。

### (交付申請)

第4条 奨励金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、嶺南地域看護職員確保・定着促進奨励金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号の書類を添付し、申請するものとする。なお、交付申請ができるのは、次条第5項に該当する場合を除き、次条第1項各号ごとに1回に限り、最大3回までとする。

- (1) 指定医療機関の勤務先証明書（様式第2号）
- (2) 指定預金口座届（様式第3号）

- (3) 指定預金口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。)
  - (4) 県税の納税状況確認同意書
  - (5) その他参考となる書類
- 2 前項の交付申請は、新たに指定医療機関において勤務開始した場合は、勤務開始から1カ月以内に、前年度から継続して指定医療機関に勤務している場合は、当該年度の4月末までに交付申請書を県へ郵送または持参で提出するものとする。

#### (奨励金の交付額)

第5条 第1条の奨励金は、指定医療機関での勤務年数に応じて、次に掲げる額を交付する。

- (1) 1年間継続して勤務した場合 30万円
- (2) 2年間継続して勤務した場合 50万円
- (3) 3年間継続して勤務した場合 70万円

- 2 奨励金は、第7条に定める実績報告書の提出後、審査で適当と認められた場合、実績報告書を受理した日から30日以内に交付するものとする。
- 3 奨励金の対象となる勤務の期間は、第4条に定める勤務先証明書に記載の勤務開始日から3年間とし、2年目以降の交付に関しては、指定医療機関に継続して勤務した場合のみ交付する。
- 4 奨励金の対象となる勤務の期間内に、指定医療機関から別の指定医療機関に勤務先を変更した場合は、指定医療機関に継続して勤務したものとする。
- 5 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく休業は、第1項各号の継続した勤務と見なす。ただし、その休業期間は第1号各号の勤務期間の算定から除く。

#### (勤務先の変更)

第6条 勤務する指定医療機関を変更した時は、次に掲げる書類を当該事実が発生した日から10日以内に提出すること。

- (1) 勤務先変更届出書（様式第4号）
- (2) 勤務先証明書（様式第2号）
- (3) その他参考となる書類

#### (実績報告および請求)

第7条 申請者は、第5条第1項各号に定める期間を勤務した時は、「勤務実績報告書兼交付請求書（様式第5号）」（以下「実績報告書」という。）を県に提出するものとする。

- 2 申請者は次の各号に掲げる書類を実績報告書とともに提出するものとする。
  - (1) 勤務実績証明書（様式第6号）
  - (2) その他参考となる書類
- 3 実績報告書の提出期限は、第5条第1項各号に定める期間を勤務した日から起算して1月を経過した日または、翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
- 4 県は、提出された実績報告書を審査し、交付の可否を決定するとともに交付額を算定し、「嶺南地域医師確保・定着促進奨励金交付決定通知書（様式第7号）」により申請者に通知する。

（奨励金の不正受給）

- 第8条 偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受け、または受けようとした申請者に対しては、当該不正に係る奨励金を不交付または交付を取り消す。
- 2 県は、奨励金の交付不正受給が判明した場合には、福井県補助金等交付規則第17条および第18条の規定に基づき、申請者に対し、奨励金の返還に加え、延滞金および加算金の納付を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

- 第9条 申請者は、奨励金にかかる関係書類を、奨学金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

- 第10条 この要領に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

（施行期日）

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行する